

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年9月24日（令和2年（行個）諮問第153号）

答申日：令和3年7月19日（令和3年度（行個）答申第52号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、特定労働基準監督署長より、令和元年特定日付にて不支給決定を受けた休業補償給付支給申請について、不支給決定の理由、及び調査内容が分かる復命書文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年3月26日付け東労発総個開第1-1304号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 法14条2号ただし書該当性

処分庁は、「法14条2号に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない」部分を不開示としたとしているが、少なくともただし書イ及びロに確実に該当する。（中略）

(ア) 法14条2号ただし書イ

審査請求人は、現在、東京労働者災害補償保険審査官に労災認定の審査請求を行っており、今後、労働保険審査会での再審査請求となれば、今回の不開示部分も開示されることとなる。さらに言えば、再審査請求にとどまらず行政訴訟に移行するならば、再審査請求時の情報開示を超える情報が証拠として公開されることとなるのであるから、不開示部分は知ることが予定されている情報である。

(イ) 法14条2号ただし書口

審査請求人は、当該労災に係る疾病を理由として特定事業場から解雇され、かつ、同疾病により現在も就労不能であり、勤労所得を得ることができない。その生命、健康、生活、財産は危機的な状況となっており、労災認定手続を迅速に進めなくてはならない緊急性から、開示が必要である。

イ 法14条3号ただし書該当性

処分庁は、法14条3号イ及びロに該当する部分を不開示としたとしているが、審査請求人は、当該労災に係る疾病を理由として特定事業場から解雇され、かつ、同疾病により現在も就労不能であり、勤労所得を得ることができない。その生命、健康、生活、財産は危機的な状況となっており、同号ただし書に該当し、労災認定手続を迅速に進めなくてはならない緊急性から、開示が必要である。(中略)

ウ 労災認定手続の緊急性に照らし、法14条7号柱書き非該当とすべき理由

処分庁は、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分を法14条7号柱書きに該当するとして、不開示としたとしている。

しかしながら、情報開示が不十分であれば、上記労災認定の審査請求において、特定労働基準監督署(以下「労働基準監督署」は「監督署」という。)が実施した調査及びそれに基づく決定が適正であるか否かの検証を行うことが不能となり、審査請求が無意義となる。(中略)

審査請求手続に際し、監督署が実施した調査及び労災不認定のプロセスの確認は不可欠である。数々の再審査請求及び行政訴訟において、監督署が有する保有個人情報(調査方法及び不支給決定プロセスを含む。)を全部開示しても労働基準行政機関の事務の適正な遂行に支障を来していないことから、現時点で本件対象保有個人情報を全部開示したとしても、労働基準行政機関の事務の適正な遂行への影響は皆無と思量する。

エ 開示済情報における不開示部分が全部開示されるべき理由

(中略)「事業場(所管部署)内における当該労働者の位置づけ」に記載されている特定事業場特定部署の構成員名及び担当者名は、当時当該組織に所属していた審査請求人が当然知る情報であり、不開示とする必要性がない。(中略)

「地方労災医員協議会特定疾病専門部会意見書」(以下「部会意見書」という。)は、労災認定の是非を左右する重大な判断を行って

るにもかかわらず，同部会長の氏名の記載がない。（中略）

全部不開示で何の資料かすら把握不能なものについては，少なくとも見出し等を開示すべきである。その内容次第では，全面開示が必要となることもあり得る。（中略）

特定事業場特定支店の所属員名簿については，審査請求人は同僚の名前を把握しており，かつ，当方から特定監督署に対し名簿を提供していることから，不開示とする必要がない。（中略）

特定事業場とユニオンショップ制労働組合における協議議事録及び協定書は，これらが審査請求人にも適用されるならば，協議出席者名及び締結者名を不開示とすべきでない。（中略）

オ 杜撰な業務品質による国民の権利の侵害の懸念（略）

カ 結語

指摘は限られた情報に基づく推認を多用したが，これらが事実か否かは当該保有個人情報に全面的に開示すれば明白となる。（中略）

正当な理由なき保有個人情報の不開示は違法であり，諮問庁と審査請求人の双方の利益のためにも，具体的な指摘をしていない箇所も含め，保有個人情報の全面開示を求める。（以下略）

（２）意見書

ア 理由説明書における諮問庁の説明を全面的に不服とする。

イ 理由は，本来議論の対象とすべき審査請求書における当方主張に対する諮問庁の反論は，下記第３の４「審査請求人の主張に対する反論」のわずか７行であり，「審査請求人の主張は諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない」旨示すのみで，全く内容がない。当方の陳述に対し，合理的かつ具体的な反証が不能であると解すべきである。

ウ 理由説明書の内容（下記第３の３）は，法１４条の趣旨を無視するなど，法の精神に反しており，到底認められない。

エ 審査会に対し，本件対象保有個人情報の全面的な開示を諮問庁に命じる答申を求める。

オ 当方の主張に対して諮問庁が具体的かつ合理的な反証が不能であることから，当方の主張を認め，文書１９ないし２２「聴取書」における被聴取者の住所，姓名，年齢，生年月日及び電話番号を除き，本件対象保有個人情報の速やかな全面開示を求める。（以下略）

第３ 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の趣旨は，理由説明書及び補充理由説明書によると，おおむね以下のとおりである。

１ 本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は，令和２年１月２４日付け（同月２７日受付）で処分庁に対し，法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年6月26日付けで本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書22の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

（補充理由説明書による修正は、文書1についての不開示情報該当性の追加であり、下線部で示す）

ア 法14条2号該当性

（ア）文書1①、2①、3①、4①、5ないし7、9①、10①、11①、14、16、18①、19①及び21①は、審査請求人以外の個人の氏名、印影等、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものである。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

（イ）文書1②、2②、3②、4②、19③、20②、21②及び22②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。

これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

（ア）文書11②は、特定事業場の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであることから、これが開示された場合、偽造により悪用されるおそれがあるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

文書1③、9②、10②、11④、12、15、17及び18②は、特定事業場の業務内容に関する情報であり、当該事業場が一般

に公にしていらない内部情報である。これが開示された場合、その内容に不満を抱いた労災請求人等から当該事業場が不当な干渉を受けることが懸念され、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1③、9②、10②、11④、12、15及び17は、特定事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものである。このため、当該部分は、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1①及び②、2②、3②、4②、19③、20②、21②並びに22②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容である。これらの聴取内容等が開示された場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1③、9②、10②、11④、12、15及び17は、特定事業場の業務内容等に関する情報であり、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものである。当該部分が開示された場合、これを知った当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書11③、19②、20①及び22①については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、労災保険給付の不支給決定に際し特定監督署が行った調査に係る事実誤認を始めとする本件対象保有個人情報の内容自体の是非、特定労働局や特定監督署の職員が行った労災認定の判断等に対する不服等について種々主張するが、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性については、上記3（2）で述べたとおりであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち上記3（3）に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものと考え

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年9月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月8日 審議
- ④ 同月26日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和3年5月20日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月31日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年7月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）オ）において、文書19ないし22（通番27ないし通番32）の「被聴取者の住所、姓名、年齢、生年月日及び電話番号」については開示を求めないとしていることから、これに該当する部分（「姓名」については署名を含む。）については判断しない。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番2(1)及び通番5(1)

当該部分は、特定監督署の担当官が作成した特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書（以下「調査復命書」という。）及び部会意見書の記載の一部である。当該部分には、審査請求人の言動やその特定事業場関係者とのやり取りの日時や内容が客観的に記載されており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち特定事業場関係者の氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、その余の部分は、各被聴取者等の氏名と併せて見ると、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、法14条2号本文前段に該当するが、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2(2)、通番28、通番29、通番31(1)及び通番32

当該部分は、調査復命書並びに特定監督署の担当官が特定事業場関係者又は審査請求人の代理人から聴取した内容を記録した聴取書（電話録取書、電話聴取書及び面談聴取書を含む。以下同じ。）の記載の一部である。

当該部分のうち通番2(2)及び通番28は、審査請求人が勤務していた特定事業場の就業時間管理及び社内情報管理、分課と担務及び審査請求人の担務変更、業務上の判断権の所在、業績評価の仕組み、審査請求人の出向先の子会社等についての客観的又は一般的な説明であり、その余の部分は、審査請求人の代理人が本人から聴取した内容及びそれに基づく主張のほか、聴取書の事務的な文言にすぎない。当該部分は、特定事業場の職員でもあった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち代理人からの聴取内容を除く部分は、各被聴取者の氏名と併せて見ると、審査請求人以外の個人（代理人を除く。）に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番2(3)及び通番31(2)

当該部分は、調査復命書の記載の一部であり、特定事業場に勤務していた当時の審査請求人の時間外労働の記録についての特定事業場側の説明であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番2(上記アないしウを除く。)、通番5(上記アを除く。)、通番7及び通番9

当該部分のうち通番7及び通番9は、審査請求人の主治医による意見書の記載の一部であり、その余の部分は、それに対応する部会意見書及び調査復命書の記載である。

当該部分は、審査請求人が当該各医師に持参した資料の記載内容若しくは同人に渡された診断書の記載内容であるか、又は一般論を記載したものであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、仮に法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとしても、同号ただし書きに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番3、通番14(下記クを除く。)及び通番19(2)

当該部分は、調査復命書並びに特定事業場の使用者報告書及びその提出資料の記載の一部であるが、審査請求人の言動やその特定事業場関係者とのやり取りの日時や内容が客観的に記載されており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き

のいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番 6

当該部分は、審査請求人の主治医の印影である。当該部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても、印影まで開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、原処分において開示されている情報と同じであると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、法 14 条 2 号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番 12

当該部分は、特定監督署の照会に対する特定市長の回答文書の一部であり、当該市の担当者の氏名が記載されている。当該部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該個人は特定市の職員であり、当審査会事務局職員をして同市の情報公開条例を確認させたところ、個人に関する情報の開示請求があった場合、当該情報が公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、そのうち公務員の職及び氏名に係る部分を開示しなければならないとされていることが確認された。このため、当該部分は、法 14 条 2 号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

ク 通番 14 (1) 及び通番 20

当該部分は、特定事業場が特定監督署に提出した資料の送付状及び使用者報告書の添付資料一覧の記載の一部である。当該部分には、資料名とその枚数、依頼された資料とそれに対応する添付資料名及び事務的な補足事項が記載されているにすぎない。

したがって、当該部分は、上記オと同様の理由により、法 14 条 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番 19 (上記オ及び下記コを除く。)

当該部分は、特定事業場が特定監督署に提出した使用者報告書の一部であるが、審査請求人が配属されていた部署の業務内容、同部署における業務目標の設定方法及び特定事業場における業務遂行に伴う責任の発生についての一般論並びに審査請求人の過去の定期健康診断の

結果が記載されているにすぎず、審査請求人が知り得る内容であると認められる。

したがって、当該部分は、上記オと同様の理由により、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番19(3)、通番22及び通番24

当該部分は、特定事業場が特定監督署に提出した使用者報告書及びその添付資料の一部であり、審査請求人に係る特定年度特定期の業務に関する目標管理シート、人事評価シート及び人事管理シートの記載の一部である。

上記各シートには、審査請求人に対する複数の特定職員による評価及び総評等が記載されているが、そのうち当該部分は、審査請求人本人の健康診断結果及び本人が自己申告又は自己評価として記載した内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記オと同様の理由により、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

サ 通番21及び通番25

当該部分は、特定事業場の提出資料の一部であり、特定事業場特定支店の職員名簿のうち審査請求人の直属の管理職員の氏名及び審査請求人の健康診断個人票に記載された担当医師の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報であるか、又は審査請求人が保有していると推認される健康診断個人票の記載内容であることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

シ 通番27及び通番30

当該部分は、特定監督署担当官が特定事業場の関係者から聴取した内容を記録した聴取書の記載の一部であり、審査請求人が勤務していた特定事業場の特定の場所及び被聴取者の所属が記載されている。

当該部分は、法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとしても、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

(ア) 通番4, 通番8, 通番10, 通番11, 通番13, 通番15, 通番17及び通番27

当該部分は、部会意見書及び審査請求人の主治医の意見書又は回答書に記載された地方労災医員及び主治医の署名及び印影、特定事業場の資料送付状に押印された担当職員の氏名及び印影並びに聴取書に記載された被聴取者の職業（所属）である。当該部分は、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち地方労災医員及び主治医の署名及び印影については、審査請求人がこれらの医師の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。また、その余の部分については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

当該部分は、個人を識別することができる部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番21

当該部分は、特定事業場の組織図に添付された特定事業場特定支店の職員名簿に記載された審査請求人以外の個人の氏名である。当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとした上で、法14条2号に該当するとして、不開示とすることが妥当である旨説明する。

しかしながら、当該部分は、原処分で開示されている各個人の職位及び担当課（所属課）名と併せて、行ごとに職員各個人に関する別個の情報であることから、審査請求人を本人とする個人情報に該当するものとは認められない。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

(ウ) 通番23

当該部分は、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定書及び同協定届並びにこれに関する職場協議会議事録に記載された特定事業場の特定支店長及び従業員組合特定支店支部代表者の氏名及び印影並びに当該協議会への会社側及び組合側出席者の職氏名であ

る。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

時間外労働・休日労働に関する協定書は、労働基準法106条1項により当該事業場の労働者に周知しなければならないとされているが、当該部分は、審査請求人が当該支店から転出後に締結された協定の締結当事者の情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当する事情は認められない。

当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 通番1

当該部分は、調査復命書の「事業場内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定時点における特定事業場職員の氏名である。当該部分には、審査請求人が知り得る情報が含まれると認められるものの、被聴取者を示す記号が分かち難く付記されている。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定監督署が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかになり、その調査手法の一端が明らかとなって、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2，通番5，通番7，通番9，通番28及び通番31

当該部分（通番28のうち個人の氏名を除く。）は、聴取書に記載された特定事業場関係者からの聴取内容の一部並びに主治医の意見書，部会意見書及び調査結果復命書の記載の一部である。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難になり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2

号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

(ア) 通番18

当該部分は、使用者報告書に押印された特定事業場代表者の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番26

当該部分は、電子データで保管されている審査請求人の賃金台帳を印刷した際に表示された、当該文書が保管されている特定事業場のシステム上のURLであり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、いたずらや偽計等に使用されるなど、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性

(ア) 通番3，通番22及び通番24並びに通番14及び通番19（下記（イ）を除く。）

当該部分のうち通番3は、調査結果復命書のうち特定事業場提出資料に基づく記載の一部である。その余の部分は、特定事業場が特定監督署へ提出した資料の一部であり、特定事業場の特定職員による所見や、特定職員による審査請求人の業務及び人事評価について詳細かつ具体的に記載されている。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定事業場を始めとする事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難になり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 1 4 ② b, 通番 1 6 及び通番 1 9 ④ b

当該部分は、特定事業場が特定監督署に資料を提出した際の送付状に記載された担当部署の電話番号である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当し、同条 3 号ロ及び 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書（上記第 2 の 2 (1) ア (ア)）において、原処分における不開示部分は、「今後、労働保険審査会での再審査請求となれば、開示されることとなる」として、「知ることが予定されている情報」である旨主張する。

しかし、審査請求人が知り得る情報とは、「開示請求の時点において知り得る情報」と解するべきであるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) また、審査請求人は、審査請求書（第 2 の 2 (1) イ）において、法 1 4 条 3 号イ及びロに該当するとして不開示とされた部分は、同号ただし書に該当するとし、その開示を求めているが、当該部分のうち不開示とすることが妥当であると判断した部分については、上記 2 (2) ウ及びエのとおり、同条 3 号イ及び 7 号柱書きに該当するものであるから、審査請求人の当該主張を認めることはできない。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 1 4 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている別表の 2 欄に掲げる部分のうち、通番 2 1 は、審査請求人を本人とする個人情報に該当しないと認められることから、不開示としたことは結論において妥当であり、同欄の通番 2 1 及び別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、同条 3 号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書 番号及び 文書名		2 諮問庁がなお不開示と すべきとしている部分等		3 2欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14 条各号 該当性		
文書 1	特定 障害 の業 務起 因性 判断 のため の調査 復命 書	① 23頁氏名	2号, 7号柱 書き	1	—
		② 3頁, 5頁 「調査結果」欄 1行目ないし1 4行目, 18行 目ないし26行 目, 6頁「調査 結果」欄31行 目ないし最終 行, 9頁ないし 11頁「調査結 果」欄, 12頁 「調査結果」欄 1行目ないし2 5行目, 45行 目ないし最終 行, 13頁「調 査結果」欄1行 目ないし4行 目, 13行目な いし19行目, 40行目ないし 最終行, 14頁 「調査結果」欄 1行目ないし1 3行目, 53行 目, 54行目, 15頁「調査結 果」欄1行目な いし11行目, 「認定事実」 欄, 16頁「調 査結果」欄1行 目ないし16行 目, 18頁ない し20頁及び2	2号, 7号柱 書き	2	(1) 3頁「具体的出来事」欄2 枠目 8行目34文字目ないし9行目1文字 目, 15文字目ないし10行目, 5頁 1行目ないし4行目4文字目, 12行 目11文字目ないし13行目9文字 目, 18行目5文字目ないし21行目 6文字目, 6頁32行目15文字目な いし35行目1文字目, 11頁24行 目13文字目ないし25行目12文字 目, 36行目1文字目ないし38行目 2文字目, 14頁7行目13文字目な いし10行目12文字目, 15頁「調 査結果」欄7行目11文字目ないし9 行目17文字目, 「認定事実」欄5行 目18文字目ないし21文字目, 35 文字目ないし6行目, 16頁6行目1 4文字目ないし7行目13文字目, 2 0頁「特定疾病等専門部会の意見書概 要」欄19行目 (2) 9頁14行目ないし16行目1 5文字目, 46行目ないし49行目9 文字目, 11頁20行目ないし21行 目17文字目, 12頁1行目ないし3 行目14文字目, 19行目ないし24 行目, 14頁54行目16文字目ない し15頁2行目11文字目, 16頁1 行目ないし3行目18文字目 (3) 9頁「調査結果」欄1行目ない し4行目 (4) 18頁「概要」欄23行目, 2 4行目26文字目ないし最終文字, 2 7行目, 28行目, 30行目, 31行 目, 19頁1行目31文字目ないし2 行目26文字目, 7行目, 14行目な いし16行目15文字目, 20頁「特

		4 頁の各不開示部分			定疾病等専門部会の意見書概要」欄 29 行目 10 文字目ないし 12 文字目, 37 文字目ないし最終文字, 30 行目, 31 行目, 39 行目 9 文字目ないし 40 行目 7 文字目, 42 行目, 43 行目
		③ 4 頁, 5 頁「調査結果」欄 15 行目ないし 17 行目, 27 行目ないし 29 行目, 6 頁 1 行目ないし 22 行目, 27 行目ないし 30 行目, 12 頁「調査結果」欄 26 行目ないし 44 行目, 13 頁「調査結果」欄 5 行目ないし 12 行目, 20 行目ないし 39 行目, 14 頁「調査結果」欄 14 行目ないし 51 行目, 15 頁「調査結果」欄 12 行目ないし最終行, 16 頁「調査結果」欄 17 行目ないし最終行, 17 頁の各不開示部分	3 号イ, 7 号柱書き	3	4 頁 1 行目 14 文字目ないし 4 行目 26 文字目, 5 頁 15 行目, 16 行目, 27 行目, 28 行目, 6 頁 1 行目ないし 4 行目, 6 行目ないし 12 行目 16 文字目, 15 行目及び 16 行目, 27 行目ないし 29 行目, 12 頁 26 行目ないし 28 行目 16 文字目, 39 行目ないし 43 行目, 13 頁 5 行目ないし 10 行目 12 文字目, 11 行目 10 文字目ないし最終文字, 20 行目ないし 22 行目, 14 頁 14 行目ないし 16 行目, 18 行目, 19 行目, 22 行目ないし 27 行目, 44 行目, 45 行目, 15 頁 12 行目ないし 15 行目 10 文字目, 16 頁 17 行目ないし 18 行目 10 文字目, 20 行目 10 文字目ないし 21 行目 17 文字目, 17 頁 1 行目 14 文字目ないし 3 行目 32 文字目
文書 2	意見書 1	① 3 頁及び 4 頁印影	2 号	4	—
		② ①を除く全て	2 号, 7 号柱書き	5	(1) 2 頁 21 行目ないし 22 行目 2 文字目, (2) 2 頁 31 行目 16 文字目ないし 18 文字目, 32 行目 4 文字目ないし 8 文字目, 32 文字目ないし 33 行目, 3 頁 7 行目 22 文字目ないし 8 行目, 10 行目 38 文字目ないし 11 行目

文書 3	意見 書2	① 1頁印影	2号	6	全て
		② ①を除く不 開示部分	2号, 7号柱 書き	7	1頁4欄1行目31文字目ないし2行 目, 5欄, 2頁2行目ないし4行目1 1文字目
文書 4	意見 書3	① 1頁及び3 頁署名及び印影	2号	8	—
		② ①を除く不 開示部分	2号, 7号柱 書き	9	1頁項番4の1行目, 3行目4文字目 ないし最終文字, 項番5, 2頁項番 6, 3頁項番4及び5, 4頁項番6
文書 5	関係 資料 1	1頁署名及び印 影	2号	10	—
文書 6	関係 資料 2	1頁印影	2号	11	—
文書 7	診療 報酬 明細 書等	1頁氏名	2号	12	全て
文書 8	申立 書等	—	—	—	—
文書 9	事業 場提 出資 料1	① 1頁印影	2号	13	—
		② a ①を除く 不開示部分(② bを除く。) ② b 1頁電話 番号	3号 イ, ロ, 7 号柱書 き	14	(1) 1頁 (2) 2頁5行目ないし6行目17文 字目, 27文字目ないし7行目, 14 行目1文字目ないし3文字目, 15行 目1文字目ないし19文字目, 16行 目6文字目ないし18行目24文字 目, 34文字目ないし19行目, 3頁 2行目, 11行目3文字目ないし最終 文字, 16行目ないし18行目, 21 行目, 4頁2行目, 3行目, 15行目 ないし16行目3文字目, 17行目1 文字目ないし13文字目, 5頁(印影 及び28行目ないし34行目を除 く。), 6頁(1行目ないし3行目を 除く。), 7頁(下から6行目を除 く。), 8頁(「日付」欄2行目並び に「要項」欄2行目, 4行目ないし6 行目, 8行目及び9行目を除く。), 9頁, 10頁, 11頁, 12頁1行目 ないし4行目21文字目, 29文字目 ないし5行目, 7行目, 10行目ない し13行目, 23行目ないし25行

					目, 13頁1行目ないし20行目, 28行目, 29行目, 14頁(19行目14文字目ないし最終文字, 22行目4文字目ないし13文字目並びに33行目2文字目及び3文字目を除く。), 15頁1行目ないし3行目, 9行目ないし15行目7文字目
文書 10	賃金 台帳 等	① 1頁印影	2号	15	—
		② ①を除く全て	3号イ, ロ, 7号柱書き	16	—
文書 11	使用 者報 告書 等	① 1頁印影, 2頁氏名	2号	17	—
		② 2頁事業主 印影	3号イ	18	—
		③ 4頁ないし 6頁不開示部分 の項番及び見出し	新たに 開示	—	—
		④ a ①ないし ③を除く不開示 部分(④bを除く。) ④ b 1頁及び 2頁の電話番号	3号イ, ロ, 7号柱書き	19	(1) 4頁22行目ないし27行目10文字目, 28文字目ないし31行目11文字目, 32行目ないし34行目, 5頁4行目ないし11行目, 20行目, 21行目 (2) 5頁12行目ないし15行目, 6頁19行目ないし26行目12文字目 (3) 8頁(件名, 様式部分, 右上社員番号, 左上印影欄の本人印影, 1段目本人属性記入欄, 2段目左1枠目及び2枠目並びに3段目本人記入欄及び自己評価欄に限る。)
文書 12	資料 一覧	不開示部分全て	3号イ, ロ, 7号柱書き	20	全て
文書 13	会社 案内	—	—	—	—
文書 14	組織 図等	10頁ないし12頁氏名不開示部分	2号	21	10頁ないし11頁「姓名」欄各1行目, 2行目及び4行目

文書 15	事業 場提出 資料2	不開示部分全て	3号 イ, ロ, 7 号柱書 き	22	2頁(件名, 様式部分, 右上社員番号 及び本人属性記入欄並びに本人記入欄 及び自己評価欄に限る。), 3頁(様 式部分, 右上氏名欄, 本人記入欄及び 自己評価欄に限る。), 5頁(件名, 様式部分, 1段目本人属性記入欄, 2 段目左1枠目及び2枠目並びに3段目 本人記入欄及び自己評価欄に限 る。), 6頁及び7頁(件名, 様式部 分, 右上社員番号, 左上印影欄の本人 印影, 1段目本人属性記入欄, 2段目 左1枠目及び2枠目並びに3段目本人 記入欄及び自己評価欄に限る。)
文書 16	就業 規則 等	不開示部分全て	2号	23	—
文書 17	履歴 書等	不開示部分全て	3号 イ, ロ, 7 号柱書 き	24	15頁及び18頁(件名, 様式部分, 右上氏名・印影欄, 自己評価欄及び自 己申告欄に限る。), 20頁(件名, 様式部分, 右上本人属性記入欄及び本 人記入欄に限る。), 21頁, 23 頁, 25頁及び27頁(件名, 様式部 分, 右上社員番号及び本人属性記入欄 並びに本人記入欄及び自己評価欄に限 る。), 22頁, 24頁, 26頁及び 28頁(様式部分, 右上氏名欄, 本人 記入欄及び自己評価欄に限る。), 2 9頁, 31頁, 33頁及び35頁(件 名, 様式部分, 右上本人属性記入欄, 自己評価欄, 職務内容欄及び成果欄の 本人欄に限る。), 30頁, 32頁, 34頁及び36頁(件名, 様式部分, 右上研修教育受講履歴, 本人記入欄及 び自己評価欄に限る。)
文書 18	賃金 台帳 等	① 37頁及び 38頁氏名	2号	25	全て
		② 2頁ないし 35頁不開示部 分	3号イ	26	—
文書 19	聴取 書2	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生 年月日(年号及 び数字部分), 聴取場所, 9頁	2号	27	1頁7行目

		署名及び印影， 10頁氏名，職 業，電話番号			
		② 1頁5行目 「生年月日」中 元号	新たに 開示	—	—
		③ ①及び②を 除く不開示部分	2号， 7号柱 書き	28	1頁18行目34文字目ないし19行 目29文字目，22行目6文字目ない し最終文字，2頁3行目ないし6行目 11文字目，3頁17行目ないし19 行目34文字目，4頁13行目ないし 14行目21文字目，5頁6行目31 文字目ないし8行目10文字目，22 行目ないし6頁3行目，8頁5行目4 文字目ないし6行目2文字目，14行 目ないし16行目4文字目，9頁3行 目ないし5行目10文字目
文書 20	聴取 書2	① 1頁「通話 の相手」欄	新たに 開示	—	—
		② ①を除く不 開示部分	2号， 7号柱 書き	29	全て
文書 21	聴取 書3	① 1頁「通話の 相手」欄（所 属，氏名，電話 番号）	2号	30	「所属」欄
		② ①を除く不 開示部分	2号， 7号柱 書き	31	(1) 「内容」欄1行目，2行目 (2) 「内容」欄9行目ないし15行 目29文字目，16行目6文字目ない し18行目
文書 22	聴取 書4	① 氏名等	新たに 開示	—	—
		② ①を除く不 開示部分	2号， 7号柱 書き	32	全て

(注) 審査請求人は，文書19ないし22（通番27ないし通番32）のうち
「被聴取者の住所，氏名，生年月日（年齢）及び電話番号」の開示を求め
ていない（本文第5の1なお書き）。